

無線局免許手続規則

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(登録状の訂正及び再交付)

第二十五条の二十二 第二十二條及び第二十三條の規定は、登録状について準用する。この場合において、第二十二條第一項及び第四項並びに第二十三條第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。）」とあるのは「登録の番号」と、同條第二項中「前條第四項」とあるのは「第二十五條の二十二において読み替えて準用する前條第四項」と読み替えるものとする。